別表七㈠の表中「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」を「欠損金の損金算入等に関する明細書」に、

災害損失金	
青色欠損金	

を

青色欠損金額
災害損失欠損金額

(16の③)

に、

災害により生じた損失の額の計算

を

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算

に、

繰越控除の対象となる損失の額
((６の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額)

を

繰越控除の対象となる欠損金額
((６の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額)

に改め、同表の記載要領第１号中「、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を「若しくは第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定」を「の規定」に改め、「場合、」及び「又は」の次に「法人が」を加え、同㈡中「又は令和２年旧法第58条第６項各号に掲げる法人の法第57条第11項各号又は令和２年旧法第58条第６項各号」を「に掲げる法人の当該各号」に改め、同㈢中「第66条の11の５第２項」を「第66条の11の４第２項」に改め、同㈣中「若しくは」を「又は」に改め、「又は令和２年旧法第58条第２項」を削り、同㈤を次のように改める。

⑵　当該事業年度が法第59条第１項又は第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第５項又は震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(三)「27」の金額を記載すること。

別表七㈠の記載要領第11号㈢中「令和２年旧法第57条第６項に規定する承認の取消し等の場合又は令和２年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑷において「令和２年改正法」という。）」に、「若しくは」を「又は」に、「これら」及び「令和２年旧法第81条の９第６項（連結欠損金の繰越し）」を「同項」に改め、同㈤中「、令和２年旧法第57条第９項若しくは第58条第４項」を削り、同第五号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（⑵において「令和５年旧措置法」という。）」に改め、同号⑵中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改め、同第六号中「「災害により生じた損失の額の計算」」を「「災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算」」に改め、「又は令和２年旧法第58条第１項の規定の適用を受ける場合」を削り、同表の記載要領に次の１号を加える。

７　「繰越控除の対象となる欠損金額（((６の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額)⑯」の欄は、当該法人が青色申告書を提出する法人である場合には、記載しないこと。

別表七㈠付表１の表中

支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額
(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」)

を

支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額
(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額」)

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第57条第２項から第４項まで（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七㈠付表１の記載要領第11号㈡中「令和２年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び次号において「令和２年改正法」という。）」に改め、同号⑵中「令和２年旧法第57条第６項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する承認の取消し等の場合又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「これら」及び「令和２年旧法第81条の９第６項(連結欠損金の繰越し)」を「同項」に、「次号」を「次号⑴」に改め、同号㈢中「、令和２年旧法第57条第９項若しくは第58条第４項」を削り、同第四号㈡中「令和２年旧法第57条第２項」を「法第57条第２項」に、「連結法人（連結子法人」を「令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（第11号⑵において「令和２年旧法」という。）第２条第12号の７の２（定義）に規定する連結法人（連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。⑴において同じ。）」に改め、「内国法人が」の次に「同条第12号の７の２に規定する」を加え、同号⑵中「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧令」という。）第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する欠損金額」を削り、同号㈢中「、令和２年旧法第57条の２第２項第１号（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に掲げる連結欠損金個別帰属額」を削り、同号㈣を削り、同第五号中「二以上」を「２以上」に改め、同第六号ただし書中「並びに令和２年旧法第58条第１項に規定する災害損失欠損金額」を削り、同第七号中「、令第112条第５項第１号」の次に「(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)」を加え、「、令和２年旧令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法